

高砂市条例第 号

高砂市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 議員の活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則等（第6条・第7条）
- 第4章 市長等との関係（第8条・第9条）
- 第5章 議会の機能の強化（第10条－第12条）
- 第6章 市民との関係（第13条－第16条）
- 第7章 議会改革の推進（第17条）
- 第8章 政治倫理（第18条）
- 第9章 議会事務局等（第19条・第20条）
- 第10章 補則（第21条・第22条）

附則

高砂市議会は、日本国憲法及び地方自治法に定められた二元代表制の下、議決機関として、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と緊張ある関係を保ち、あらゆる権能を行使しながら歩んできた歴史と伝統がある。

しかしながら、地方分権の進展に伴い、従来の議会の権能の行使に加え、政策立案の機能が市議会においても求められている。

ここに、高砂市議会は、市民の負託に全力で応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の基本理念、基本方針その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、二元代表制の下、分権時代を先導する議会を目指し、真の地方

自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行うものとする。

- (1) 原則、議会及び委員会は、公開とし、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 議会は、議案の審議又は審査を行うほか、政策形成機能の強化に努めること。
- (3) 伝統ある議会運営を伝承しつつ、議会改革に取り組むこと。

第2章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第4条 議員は、多様な市民の意見を把握し、議会活動を通じて、市民の負託に応えるものとする。

- 2 議員は、日常の調査研究、研修等を通じて自らの能力と資質の向上に努めなければならない。
- 3 議員は、政策立案及び政策提言の能力の向上に積極的に努めなければならない。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第6条 議会は、円滑かつ効率的な運営に努め、その役割を果たさなければならない。

- 2 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。
- 3 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの所管事項又は設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議会活動全般に関し、市民に対して説明する責務を有する。

第4章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第8条 議会は、二元代表制の下で、市長と共に市民代表として各々の権限を分かちつつ、緊張ある関係を保つよう努めなければならない。

(政策立案及び政策提言)

第9条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第5章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第10条 議会は、市長等への監視機能を常に意識し、議会の活性化に努めなければならない。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、別に条例で定めるところによる。

(政務活動費)

第12条 会派及び会派に属さない議員は、政務活動費を有効に活用しなければならない。

2 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

第6章 市民との関係

(市民の議会への参画)

第13条 議会は、市民が議会活動に参画する機会の確保に努めなければならない。

(公聴会及び参考人)

第14条 議会は、委員会において、公聴会及び参考人の制度を活用し、市民の意向の把握に努めなければならない。

(議会報告会)

第15条 議会は、市民への報告と意見交換の場として、議会報告会を行う。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

(広報機能の充実)

第16条 議会は、多様な媒体を用いて市民への情報提供に努めなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革)

第17条 議会は、議会改革に継続的に取り組むようにしなければならない。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第18条 議員は、高砂市議会議員政治倫理条例(平成5年高砂市条例第29号)を遵守しなければならない。

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第19条 議会は、政策立案及び政策提言の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

(議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を管理し、その設備充実に努め、有効活用を図るものとする。

第10章 補則

(他の条例との関係)

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(検討)

第22条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。